

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第百七十九号

兒童福祉法第三十五條第二項により兒童福祉施設として
二月一日附を以つて次のように認可した。

昭和二十五年四月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

經營主 施設
種別 施設の
組織 名称 長氏名 所在地 定員 認可年月日

保育所 公立 八東村 八頭郡
保育所 松田正秋 八東村才代 五〇 昭和二十五年二月一日

鳥取縣告示第百八十号

昭和二十五年三月三十一日三月定例縣会の議決を経た昭
和二十五年年度鳥取縣歳入歳出予算(同日議決追加更正予
算も含む)及び昭和二十五年年度特別会計災害救助基金歳

本書のキリハ國定規格A五判

昭和二十五年四月七日 金曜日
第二千九十七号

入歳出予算、同就学奨励資金歳入歳出予算、同学校生徒
奨励資金歳入歳出予算、同縣立実業学校実習費歳入歳出
予算、同印刷事業費歳入歳出予算、同減債基金歳入歳出
予算、同自作農創設維持奨励資金歳入歳出予算、同畜牛
増殖奨励事業費歳入歳出予算、同無畜農家解消事業費歳
入歳出予算、同縣立中央病院事業費歳入歳出予算、同競
馬事業費歳入歳出予算、昭和二十四年度歳入歳出追加更
正予算は次の通りである。

昭和二十五年四月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和25年度鳥取縣歳入歳出予算

歳入	歳出	予算	備考
1 獨立税	1 獨立税	724,706,415	
		384,677,983	

2 目的稅	2,921,432	1 前年度繰越金	5,756,345
3 地方配付稅	337,107,000	9 雜收入	65,283,332
2 公企業財產收入	6,311,789	1 納付金	7,675,000
1 財產收入	6,311,780	2 弁償金及報償金	852,225
3 分担金及負擔金	6,890,000	3 償還金	11,250,486
1 分担金	590,000	4 延滞金	600,000
2 負擔金	6,300,000	5 物品売却代金	28,513,221
4 使用材料及手数料	88,497,520	6 雜入	16,392,400
1 使用料	62,078,086	10 債	264,610,000
2 手数料	26,419,434	1 縣債	264,610,000
5 國庫支出金	879,867,069	歲入合計	2,113,008,433
1 國庫負擔金	304,431,404	歲出	
2 國庫補助金	575,435,665	1 議會費	16,904,105
6 寄附金	26,046,022	1 縣會議費	11,452,665
1 寄附金	26,046,022	2 委員會費	4,628,440
7 繰入金	45,040,000	3 政務調查會費	780,000
1 特別會計繰入金	45,040,000	4 公聽會費	43,000
8 繰越金	5,756,345	2 縣庁費	258,111,308

19100

1 縣職員費	244,777,520	10 建築費	673,235
2 地方事務所費	5,681,450	11 土木諸費	609,580
3 東京連絡所費	1,441,000	5 教育費	632,965,643
4 監査委員費	1,395,698	1 教育委員會費	21,471,249
5 諸費	4,815,640	2 教育委員會支所費	1,138,158
3 警察消防費	8,631,063	3 小学校費	266,325,734
1 公安委員會費	2,389,063	4 中学校費	159,916,188
2 消防費	1,242,000	5 高等学校費	91,289,500
4 土木費	485,906,654	6 定時制高等学校費	25,481,167
1 土木出張所費	1,000,000	7 夜間高等学校費	3,774,693
2 境務務所費	161,125	8 特殊學校費	6,805,366
3 道路橋梁費	76,537,200	9 通信教育費	993,426
4 河川費	93,077,780	10 圖書館費	1,546,650
5 港灣費	23,089,000	11 圖書館分館費	1,698,175
6 砂防費	50,835,000	12 科學館費	1,139,950
7 産業開發調查費	1,400,000	13 社會教育費	3,149,600
8 都市計圖費	7,607,200	14 教育研究指導費	1,810,000
9 災害土木費	230,916,534	15 教育調查費	895,000

16	教育研究所費	466,925	2	健民費	1,062,793
17	体育保健費	3,640,000	3	傳染病予防費	8,017,337
18	教育施設費	13,714,000	4	結核予防費	2,590,000
19	教育諸費	16,609,862	5	診療所費	488,610
20	恩給費	11,100,000	6	性病予防費	2,261,055
6	社会及勞働施設費	123,219,764	7	七族昆虫驅除費	6,494,000
1	生活保護費	17,364,750	8	衛生統計費	533,000
2	社会福祉費	10,118,500	9	公衆衛生取締費	2,960,716
3	兒童保護費	13,427,643	10	藥務取締費	130,350
4	兒童福祉費	2,250,765	11	衛生諸費	3,607,194
5	国民健康保險費	19,151,450	8	産業經濟費	398,721,700
6	世話費	1,364,116	1	農業費	52,578,964
7	勞政費	5,292,206	2	水産業費	24,133,928
8	職業安定費	20,623,748	3	林業費	119,464,973
9	住宅費	32,126,586	4	蚕業費	17,851,372
10	公園費	1,500,000	5	畜産業費	19,531,220
7	保健衛生費	48,407,380	6	南工業費	9,277,949
1	保健所費	20,302,325	7	物資調整費	1,225,000

00162

8	農地事業費	17,544,633	2	徵稅費	26,942,685
9	開拓事業費	34,953,643	3	地方振興費	5,869,279
10	耕地事業費	99,449,018	4	縣政企画調査費	1,535,000
11	農業協同組合事業費	2,671,000	5	大山地域綜合開發委員會費	641,000
9	財産費	3,150,000	6	公報活動費	2,367,000
1	財産管理費	3,150,000	7	渉外費	2,625,480
10	統計調査費	17,220,442	8	繰出金	3,412,375
1	統計調査費	17,220,442	9	雜支出	100,000
11	選挙費	4,875,546	14	予備費	200,000
1	選挙管理委員會費	349,546	1	予備費	200,000
2	衆議院議員選挙費	700,600		歳出合計	2,113,008,483
3	参議院議員選挙費	3,826,000		昭和25年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算	
12	公債費	76,102,069		歳入	
1	元利償還金	71,378,069		款項	
2	利子	4,380,000	1	公企業及財産收入	54,624
3	諸費	344,000	1	諸收入	54,624
13	諸支出金	43,592,819	2	繰入金	1,000,000
1	財政調査費	100,000	1	一般会計繰入金	1,000,000

00163

00164

3	繰越金	1	1						
1	前年度繰越金		1						
4	雑収入		74,691						
1	償還金		74,691						
	歳入合計		1,129,316						
	歳出								
1	基金編入金		1,129,316						
1	基金編入金		1,129,316						
	歳出合計		1,129,316						
	昭和39年度特別会計就学奨励資金歳入歳出予算								
	歳入								
1	公企業及財産収入		400						
1	諸収入		400						
2	国庫支出金		50,000						
1	補助金		50,000						
3	繰越金		5,000						
1	前年度繰越金		5,000						
	歳入合計		55,400						
	歳出								
1	就学奨励事業費		55,400						
1	事業費		55,400						
	歳出合計		55,400						
	昭和39年度特別会計学校生徒奨励資金歳入歳出予算								
	歳入								
1	公企業及財産収入		1,255						
1	諸収入		1,255						
2	繰越金		18,745						
1	前年度繰越金		18,745						
	歳入合計		20,000						
	歳出								
1	学校生徒奨励費		20,000						
1	奨励費		20,000						
	歳出合計		20,000						

00165

	昭和39年度特別会計松川町立実業学校実習費歳入歳出予算								
	歳入								
1	公企業及財産収入		7						
1	諸収入		7						
2	繰越金		10,500						
1	前年度繰越金		10,500						
3	雑収入		1,887,085						
1	物品売払代		1,887,085						
	歳入合計		1,897,592						
	歳出								
1	県立学校実習費		1,897,592						
1	県立学校実習費		1,897,592						
	歳出合計		1,897,592						
	昭和39年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算								
	歳入								
1	公企業及財産収入		67,000						
1	諸収入		67,000						
2	元資受入金		45,000,000						
	歳入合計		45,067,000						
	歳出								
1	事業費		6,053,959						
1	事業費		6,053,959						
2	諸支出金		40,000						
1	繰出金		40,000						
	歳出合計		6,093,959						
	昭和39年度特別会計減債基金歳入歳出予算								
	歳入								
1	事業収入		6,043,958						
2	繰越金		50,000						
1	前年度繰越金		50,000						
3	雑収入		1						
1	雑収入		1						
	歳入合計		6,093,959						
	歳出								
1	事業費		6,053,959						
1	事業費		6,053,959						
2	諸支出金		40,000						
1	繰出金		40,000						
	歳出合計		6,093,959						

00166

昭和三十五年度特別會計畜牛増殖獎勵專業費歳入歳出予算		昭和三十五年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歳入歳出予算	
歳入	歳出	歳入	歳出
1 元資受人金		1 諸支出金	
	45,000,000		45,067,000
歳入合計	45,067,000	歳出合計	45,067,000
1 基金編入金	67,000	1 国库支出金	41,985
2 繰入金	45,000,000	1 国库補助金	41,985
		歳入合計	41,985
		歳出合計	41,985
		1 公債費	41,985
		1 元利償還金	41,985
		歳出合計	41,985

00167

昭和三十五年度特別會計縣立中央病院專業費歳入歳出予算		昭和三十五年度特別會計競馬專業費歳入歳出予算	
歳入	歳出	歳入	歳出
1 繰越金	1,000	1 一般会計繰入金	2,412,375
1 前年度繰越金	1,000	3 雑収入	2,473,788
2 雑収入	2,268,000	1 弁償金及報償金	1,873,788
1 物品売払代金	2,218,000	2 財産費払代	600,000
2 弁償金及報償金	59,000	4 債 債	9,400,000
歳入合計	2,269,000	1 縣 債	9,400,000
歳 出		歳入合計	28,653,519
1 事業費	2,269,000	歳 出	
1 事業費	2,269,000	1 縣立病院費	26,241,144
歳出合計	2,269,000	1 病院費	13,691,986
		2 給食実施費	1,873,788
		3 補充費	10,000,000
		4 附属看護婦養成所費	675,375
		2 公債費	2,412,375
		1 元利償還金	2,412,375
		歳出合計	28,653,519

款 項	予 算 額	備 考
1 事業収入	2,382,200	
1 勝馬投票券売上収入	2,300,000	
2 入場料	60,000	
3 使用材料及手数料	19,500	
4 雑収入	2,700	
歳入合計	2,382,200	
歳 出		
1 競馬事業費	2,382,200	
1 事業費	820,100	
2 諸支出金	1,561,400	
3 予備費	700	
歳出合計	2,382,200	
昭和24年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算		
歳 入		
1 縣 稅	814,400	
1 獨立稅	814,400	
追加重正予算額		備考
6 國庫支出金	△436,300	
1 國庫負擔金	△471,300	
2 國庫補助金	△15,000	
歳入合計	328,100	
歳 出		
2 縣庁費	1,041,742	
1 縣職員費	1,050,517	
3 東京連絡所費	△500	
4 監査委員費	10,000	
5 諸 費	△18,275	
4 土木費	△51,000	
3 道路橋梁費	△37,300	
10 建築費	△13,700	
5 教育費	76,000	
1 教育委員會費	△260,000	
5 高等學校費	332,000	
8 特殊學校費	4,000	
6 社会及勞働施設費	△75,000	

00163

2 社会福祉費	△14,500	
3 兒童福祉費	△11,000	
4 國民健康保險費	△3,500	
5 世話費	△19,500	
6 勞政費	△11,500	
7 職業安定費	△15,000	
7 保健衛生費	△126,000	
6 性病予防費	△90,000	
9 公衆衛生取締費	△30,000	
10 藥務取締費	△6,000	
8 産業經濟費	△386,500	
1 農業費	△89,500	
2 畜産業費	△45,000	
4 水産業費	△29,000	
5 蚕業費	△56,500	
6 商工業費	△34,500	
7 物資調整費	△13,500	
8 農地制度改革費	△35,500	
9 開拓事業費	△45,500	
10 耕地事業費	△49,000	
11 農業協同組合事業費	△8,500	
10 統計調査費	△22,000	
1 統計調査費	△22,000	
11 選挙費	△15,000	
1 選挙管理委員會費	△15,000	
18 諸支出金	△114,142	
2 徴稅費	△84,500	
4 縣政企画調査費	△7,500	
5 公報活動費	△2,500	
6 渉外費	△19,642	
歳出合計	328,100	

00163

△農區縣費(長編四八十一号)

昭和三十二年十二月厚生省令第六十三号兒童福祉施設設置基準第五條第二項の規定により兒童福祉施設の指導及び監督を担する吏員を次のように指定替する。

昭和二十五年四月七日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 所 属 職 名 氏 名 指定又は指
 定取消の別 証票番号
 八頭地方 鳥取縣 野崎武雄 指定取消 六
 事務所 事務吏員 岸本友末 指定 一二
 同 同

◇鳥取縣告示第百八十二号

狂犬病予防のため家畜傳染病予防法第十六條及び農林省
 令第五十八号の規定により当分の間他の都道府縣との犬

及び猫の移出入を禁止する。但し移出の日以前六箇月
 以内に狂犬病予防注射を受けたもので都道府縣の証明書
 のあるものはこの限りでなす。
 昭和二十五年四月七日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取縣知事登録 昭和二十五年 三和建設株式会社
 (S)第一四八号 三月二十八日
 同 第一四九号 同三月三十日 岡村組
 同 第一五〇号 同 岡田建設有限公司
 西伯郡所子村大字 取締役社長 岡田武二
 中高三九一番地

主たる營業所の所在地 申請者氏名
 米子市灘町三丁目八番地 取締役社長 矢倉 大
 鳥取市吉方八二八ノ二 岡村 信二

◇鳥取縣告示第百八十四号

鳥取縣綜合用生パン、玉うどん及び小麦粉自由選択配給制度実施に伴う右品目の購入切符を次のように定める。

昭和二十五年四月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

小麦粉製品自由選択購入切符

(1)この券と引換に次の品目の内何れ
 かを縣指定販売店又は受持の配給
 所で購入して下さい

(2)この券に交付配給所印並に交付責
 任者印のない場合は無効です

(3)この券は紛失しても再交付しませ
 ん

(4)この券は他人に貸与譲渡しはでき
 ません

(5)この券は切離して使用することは
 できません

(6)購入品が量不足又は品質不良の
 際は取替えますからよく注意して
 下さい

生	玉	小
パン	うどん	麥粉
4		
3 食 購 入 券		
鳥 取 縣		
昭和25年4月末日まで有効		

生	玉	小
パン	うどん	麥粉
4		
3 食 購 入 券		
鳥 取 縣		
昭和25年4月末日まで有効		

6cm
 7cm
 4cm
 4mm
 4cm
 5cm

附 記 (一) この切符は毎月印刷するものとし月名及び色彩はその都度変えるものとする
 (二) 三食購入券は毎月の加工計画により枚数を決定する

◇鳥取縣告示第百八十五号
 建築業法第十三條の規定による変更届について次のように建設業者登録簿に変更登録した。

00172

公告

昭和二十五年四月七日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取縣知事登録 昭和二十五年 三和建設株式会社
 (5) 第一四八号 三月二十八日

資格審査結果公告第五十七号

(自昭和二十五年三月一日
 至同 年三月三十一日)
 昭和二十五年四月七日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役

主たる營業所の所在地 申請者氏名
 米子市灘町三丁目八番地 元 取締役社長 矢倉大
 改 取締役社長 谷口順一

場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 四九名
 非該当決定者 四九名
 審査を受けた公職及びその氏名

00172

(1) 昇任又は任命予定者

○檢察審査会審査員、同補充員
鳥取檢察審査会

大家 操	藤原 莊平	田中 善造
藪田ウメノ	西田美智男	長谷川たつ
中山 玉枝	松本 秀治	
米子檢察審査会		
山口しげよ	青木 一枝	杉山 律子
池淵奈加子	福井 秀与	敦賀 馨
野坂ヨシ子	加藤 未代	高橋 ツギ
倉吉檢察審査会		
叶井喜久代	畑 隆一	倉本 丈
渡辺 竹藏	杉川 壽春	森長 清市
齊木千恵子	門原 章代	岸本 暉夫
山本 一枝		

○縣普通公職者

橋本保太郎	長谷川秀雄	浜本 重徳
柗 克巳	畑中 景明	石河 稔

○市町村普通公職者

西原 豊	田中 頼正	末吉万喜夫
石黒美恵子	森本 義信	砂川 昇
田中 一男	高田森一郎	角森 正夫
新原 勝治		
寶木村 玉置 義雄		
鳥取市 伊藤 保藏		
南谷村 岸本 美雄		
○農業共済組合公職者		
福榮村 山本 祐一		
○水利組合公職者		
米子市新開川水利組合		
倉敷 寛一	井上 福壽	

彙報

昭和二十五年四月七日 鳥取縣

一、境界変更及び廢置分合について
 (一) 昭和二十五年四月一日から鹿兒島縣肝屬郡根占町

大字横別府のうち字力迫、宇都頭、猪子瀬戸、坂之下、竹原、堂前、川路、建石、猪鹿倉上、扇キ、川床平、猪鹿倉、上馬渡、小豆及び山神添の区域を同郡田代村の区域に編入せられた。

(二) 昭和二十五年四月一日から兵庫縣城崎郡豊岡町、五莊村、新田及び中筋村を廢し、その区域を以つて豊岡市を設けられた。

(三) 昭和二十五年四月一日から廣島縣御調郡木ノ莊大字江田、国森の区域を同郡市村の区域に編入せられた。

(四) 昭和二十五年四月一日から大分縣北海郡臼杵町及び同郡海辺村を廢し、その区域を以て臼杵市を設けられた。

(五) 昭和二十五年四月一日から長崎縣西彼杵郡福田村大浦郷の内字網場ノ脇の区域を長崎市の区域に編入せられた。

(六) 昭和二十五年四月一日から島根縣邑智郡川下村の一部を邑智郡川越村に編入せられた。

(七) 昭和二十五年四月一日から鹿児島縣始良郡霧島村の一部を分け始良郡東襲山村を設置し、霧島村の一部を始良郡日当山村の区域に編入せられた。

(八) 昭和二十五年四月一日から鹿児島縣川辺郡川辺町と同郡勝見村の境界を一部変更せられた。

(九) 昭和二十五年四月一日から高知市、吾川郡弘岡中ノ村、弘岡上ノ村、八田村及び土佐郡宇治村の境界を一部変更した。

(一〇) 昭和二十五年四月一日から廣島縣双三郡酒河村大字酒屋字吉ヶ谷の区域を同郡神杉村の区域に編入せられた。

(一一) 昭和二十五年四月一日から廣島縣賀茂郡西條町の内、大字西條東及び寺家を分ちその区域をもつて寺西村を設置した。

(一二) 昭和二十五年四月一日から福島縣伊達郡伏黒村の大字小幡、中幡を保原町に編入せられた。

(一三) 昭和二十五年四月一日から山口縣熊毛郡周防村及び勝間村の境界を一部変更した。

(一四) 昭和二十五年四月一日より山形縣飽海郡飛島村を廢しその区域を酒田市に編入せられた。

(一五) 昭和二十五年四月一日から福岡縣朝倉郡小石原村の一部を同郡寶珠山村に編入せられた。

(一六) 昭和二十五年四月一日から岐阜縣益田郡朝日村、高根村の区域を大野郡の区域に編入せられた。

(一七) 昭和二十五年四月一日から岐阜縣西武芸村の区域を山縣郡の区域に編入せられた。

(一八) 昭和二十五年六月一日から岐阜縣本巢郡文珠村及び同郡山添村を廢し、その区域をもつて本巢村を置くことになつた。

(一九) 昭和二十五年四月一日から岐阜縣安八郡北平野村を廢し、その区域のうち大字横井、田安次、丈六道の区域を安八郡神戸町の区域に、大字白島の区域を揖斐郡池田村の区域に編入せられた。

(二〇) 昭和二十五年四月一日より兵庫縣武庫郡魚崎町、同郡御影町及び同郡住吉村を廢してその区域を神戸市に編入せられた。

(二一) 昭和二十五年四月一日から奈良縣添上郡五ヶ谷村の一部を同郡田原村に編入せられた。

(二二) 昭和二十五年四月一日から廣島縣高田郡粟屋村の区域を双三郡の区域に編入せられた。

(二三) 昭和二十五年四月一日から廣島縣高田郡生桑村大字生田字大神谷の区域を同郡川根村の区域に編入せられた。

二、名称変更につきて

(一) 昭和二十五年四月一日から廣島縣佐伯郡大野村を大野町とした。

(二) 昭和二十五年四月一日から埼玉縣秩父郡秩父町を秩父市とした。

(三) 昭和二十五年四月一日から岡山縣吉備郡箭田村を箭田町、川上郡手莊村を手莊町とした。

(四) 昭和二十五年四月一日から山形縣最上郡眞室川村を眞室川町とした。

(五) 昭和二十六年四月一日から福岡縣粕屋郡多々良村を多々良町とした。

